

窓口サービス検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 本市の窓口サービスの向上を図るため、窓口サービス検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本市の窓口サービスに係る調整に関すること。
- (2) 本市の窓口サービスの向上に係る事項の検討及び調査・研究に関すること。

(組 織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長、副委員長及び委員は、別表1に掲げる職員をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。
- 4 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員のほか関係者を出席させることができる。

(窓口サービス関係課長会議)

第4条 検討委員会に、本市の窓口サービスの向上に係る具体的な検討及び調査・研究を行わせるために、窓口サービス関係課長会議（以下「課長会議」という。）を置く。

- 2 課長会議の委員は、別表2に掲げる職員をもって充てる。
- 3 課長会議の座長（以下「座長」という。）は、市民協働部市民課長の職にある者をもって充てる。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する副座長がその職務を代理する。
- 5 課長会議に、特別の事項を調査審議するため臨時委員を置く。
- 6 前項に定める臨時委員は、別表3に掲げる職員をもって充てる。
- 7 座長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を招集する。
- 8 座長が必要と認めるときは、第2項及び第6項に定める委員のほか関係者を出席させることができる。

(窓口サービス連絡会)

第5条 課長会議は、その所掌事務を実施するにあたり、特定事項の調査及び検討をさせる必要があると認めるときは、窓口サービス連絡会（以下「連絡会」という。）を置くことができる。

- 2 連絡会は、課長会議の委員の推薦を受けた者で組織する。
- 3 連絡会は、必要に応じて座長が招集する。

(庶 務)

第6条 検討委員会及び課長会議の庶務は、市民協働部市民課が行う。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に必要な事項は、検討委員会の委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年12月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 窓口サービス検討委員会名簿

| 検討委員会の役職 | 左の役職にあてる職 | 選出理由 |
|----------|-----------|-----------|
| 委員長 | 市民協働部長 | 市民窓口全般 |
| 副委員長 | 総務部長 | 組織機構・庁舎管理 |
| 委員 | 都市経営部長 | 広報・広聴 |
| | 財務部長 | 税務 |
| | 福祉部長 | 高齢者・障害者 |
| | 健康医療部長 | 保険 |
| | こども未来部長 | 児童 |

別表 2

| 常設委員 | 選出理由 |
|----------|--------------|
| 行政総務課長 | 事務管理・庁舎管理 |
| デジタル戦略課長 | 窓口システム |
| 市民税課長 | 住民税 |
| 市民課長 | 市民窓口全般・出張所窓口 |
| 保険相談課長 | 国民健康保険・介護保険 |
| 子育て給付課長 | 児童手当・こども医療 |

別表 3

| 臨時委員 | 選出理由 |
|---------|-------------|
| 広報戦略課長 | 広報・広聴 |
| 庄内出張所長 | 出張所窓口 |
| 新千里出張所長 | 出張所窓口 |
| 障害福祉課長 | 障害者 |
| 長寿安心課長 | 高齢者・介護保険 |
| 保険給付課長 | 国民健康保険・介護保険 |